

2019年3月4日

医療従事者の勤務環境改善のための研修会

## 労務管理分野の相談の内容 等

神奈川県社会保険労務士会

医療労務管理アドバイザー  
特定社会保険労務士

福井 清隆

## 1-1、社会保険労務士とは？

**労働問題** や **社会保険** を専門とする **国家資格者**

企業やそこで働く人々の雇用・労働条件・労働保険・社会保険について、助言や相談を行います

### 主な業務

- ・人事労務管理コンサルティング
- ・労使紛争解決
- ・労働保険・社会保険手続き
- ・年金相談・請求手続き
- ・助成金の相談・申請手続き

## 1-2、社会保険労務士とは

- 全国社会保険労務士会連合会（約4万人）
- 神奈川県社会保険労務士会（約2,500人）
- 県下 12支部（個人会員 及び 法人会員）

## 2-1、医療労務管理アドバイザーについて

現在、神奈川県社会保険労務士会では

勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するため

医療労務管理相談コーナーを設置し

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)が

労働関係法令の内容に関するお問い合わせや

労務管理全般に関する相談に対して助言等を行っています

ぜひご活用ください！

※当事業は、厚生労働省【神奈川県労働局】の委託事業により実施

**院長のための 無料 労働問題110番**

社会保険労務士会による雇用トラブルサポート体制

ご相談いただける内容は、労働関係法令に関するもののほか、下記の相談事例にも対応しております。

- 年次有給休暇の取得率が〇〇%と、ここ数年低い状態が続いています。年休の取得促進をどう図ればよいでしょうか。
- 最近、若い職員を中心にキャリアアップを希望する職員が増加していますが、このような場合の国の助成制度はあるのでしょうか。
- 最近、職場のパワーハラスメントや患者さんからのハラスメントを理由に退職する職員が増加していますが、どのように対処すればよいでしょうか。
- 出産・育児・介護等を理由に退職者が増加していますが、退職した職員が復帰しやすい環境をどのように整えればよいでしょうか。

コーナーへの電話・来所相談及び訪問による相談は無料です。  
厚生労働省(神奈川県労働局)の委託事業で実施しております。  
顧問社労士がいる場合は、先ず顧問社労士にご相談ください。

ご相談は医療労務アドバイザー(社労士)が行います。

神奈川県医療労務管理相談コーナー

労働問題110番は 平日9時～17時 ☎045-651-6883

〒231-0016 横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル4階

神奈川県社会保険労務士会  
神奈川県労働局雇用環境・均等部

## 2-2、医療労務管理アドバイザーについて

お問い合わせ

医療労務管理相談コーナー（神奈川県社会保険労務士会内）

TEL 045-651-6883

月～金（祝日を除く）9時～17時

医療労務管理アドバイザーの資格を持った社会保険労務士が常駐しています。

**相談は無料です。**

## 3-1、医療労務管理相談コーナーにおける相談の内容

### 1) 相談者はどのような方？

- 医療機関の事務局長、総務課長、担当者 : 3割
- クリニックの院長(奥様) : 3割
- 医療機関(クリニック)の職員(看護師等) : 3割
- その他(個人等) : 1割

## 3-2、医療労務管理相談コーナーにおける相談の内容

### 2) 相談内容は？

- 一般の会社と同じ様な相談が多い。内容としては多岐にわたる。

#### <代表例>

- 就業規則
  - 労働基準監督署への届出(職員10人未満)、記載内容、定年延長
- 残業未払い
  - 残業代の計算方法
- 働き方改革について : 特に有給休暇5日取得の対応方法
  
- 助成金 : パート社員を正社員への転換

### 3-3、医療労務管理相談コーナーにおける相談の内容

#### 2) 相談内容は？

- 医療関係として顕著な相談

- 勤務形態 : シフトの編成と1ヶ月単位の変形労働時間制等

- 有給休暇 : 取りたくても取れないという不満

- クリニックでの院長(奥様)とのトラブル : 人間関係の悩み

- 健康保険の内容 : 医師国保と協会けんぽの違い 等

## 3-4、医療労務管理相談コーナーにおける相談の内容

### 3) まとめ

- 労務管理上の悩みは、どんな組織でもあります。
- しかしながら、患者様の生命・身体を預かる医療機関においては、特に職員の安全配慮を考慮した運営を行う必要があります。
- 又、良好な人間関係を築くことが大切です。
  
- その為には、『基本的な労務管理の整備』はマストです。
  
- どんな悩みでも結構です。  
まずは、遠慮なく、医療労務管理アドバイザーに電話して下さい。

2019年3月4日

医療従事者の勤務環境改善のための研修会

4月から5月にかけての10連休に向けた取組について

神奈川県社会保険労務士会

医療労務管理アドバイザー  
特定社会保険労務士

小澤 悦子

## 4月から5月にかけての10連休に向けた取組 キーワード

- ・就業規則を確認しましょう！！  
「国民の休日」
  
- ・全職員を対象にするのか？  
10連休にすると支障が出ると思われる部署・課
  
- ・休日を出勤とする方法
  1. 休日出勤手当を支払う
  2. 就業規則の規定の「休日の振替」を実施

ご清聴ありがとうございました。